

平成 20 年 10 月 29 日制定

国士館職務発明規程施行細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国士館職務発明規程第 26 条に基づき、発明等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対価の配分)

第 2 条 対価の配分は次の各号に定めるところによる。

- (1) 特許の実施により収入を得た場合には、特許出願及び特許権の維持・管理、技術移転等に要した諸費用を除き第 3 条に定める配分基準により配分する。
- (2) 配分は、発明者、学校法人国士館（以下「本法人」という。）で行うものとする。ただし、発明者への配分は、発明者の意思により所属する学部等への配分を可能とする。
- (3) 特許実施に伴う収入は、毎年度 1 回、配分基準に基づいて発明者、本法人へ配分する。

(配分基準)

第 3 条 特許の実施によって収入を得た場合の配分基準は、当分の間、発明者 50 %、本法人 50%とする。

2 前項の配分基準は 3 年毎に見直す。

附 則

この細則は、平成 20 年 10 月 29 日から施行する。